

八街市環境審議会傍聴要領

八街市環境審議会

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、事前に会場受付において、受付簿に氏名等を記入し、事務局の指示に従い待機してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 会議を傍聴される方は、事務局の指示に従い会場に入場してください。

2 傍聴者の遵守事項

- (1) 会議開催中は、議長の指示に従い、静粛に傍聴すること。
- (2) 会場において発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明したりしないこと。
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、はち巻、腕章等を着用しないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (6) その他秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、議長並びに事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、これに従わないときは、退場していただくことがあります。